

かながわ医療的ケア児支援センター の取組について



Kanagawa Prefectural Government

令和 6 年 3 月 22 日
神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部
障害福祉課 地域生活支援グループ

1 - 2 医療的ケア児について

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人（推計）である。



その他の医療行為とは、
 気管切開の管理、
 鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、
 ネブライザーの管理、経管栄養、
 中心静脈カテーテルの管理、
 皮下注射、血糖測定、
 継続的な透析、導尿 等

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月調査分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。



1 - 2 医療的ケア児について

神奈川県の医療的ケア児の人数（推計値）

※神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業における令和4年度取組状況報告より抜粋
（神奈川県医療課）

【H29～R4年度】

(1) 実施概要

- こども医療センターの医療機関ネットワークを活用し、県内の研修指定医療機関38箇所へ調査票を配布し、調査を実施。

※調査対象は配付38機関+こども医療センターの計39機関

(2) 内容

- 対 象：外来で在宅療養指導管理料を算定している18歳以下の患者
- 質問項目：診療報酬別の算定件数

(3) 結果

回答施設数：38施設

診療報酬		H29	H30	R1	R2	R3	R4
C107	在宅人工呼吸指導管理料	149	141	142	132	135	136
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	164	104	85	61	65	60
C103	在宅酸素療養指導管理料	563	379	378	361	344	306
C104	在宅中心静脈栄養指導管理料	31	23	20	39	22	24
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	28	23	27	25	23	22
C112	在宅気管切開患者指導管理料	104	122	122	109	118	85
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	379	332	291	282	299	223
C106	在宅自己導尿指導管理料	286	147	153	130	120	124
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	26	5	2	5	4	5
合計		1,730	1,276	1,222	1,144	1,130	985

1 - 3 医療的ケア児支援法の制定と医療的ケア児支援センター

医療的ケア児支援法のポイント！！

(1) 目的・基本理念

- 目的：医療的ケア児の健やかな成長と、その家族の離職防止
- 基本理念：医療的ケア児及びその家族に対する切れ目ない支援など

(2) 国の責務

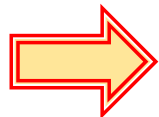
- 医療的ケア児・家族に対する支援に係る施策を総合的に実施

(3) 地方公共団体の責務

- 国との連携を図りつつ、医療的ケア児・家族に対する支援に係る施策を実施。
 - 保育所、学校等に対する支援、相談体制の整備、情報提供（県・市町村）
 - 医療的ケア児支援センターを設置することができる（県）

(4) 保育所、学校等の設置者の責務

- 在籍する医療的ケア児に対する適切な支援
 - 看護師等の配置、その他必要な措置



医療的ケア児（者）やその家族へ切れ目のない支援を実施

1 - 3 医療的ケア児支援法の制定と医療的ケア児支援センター

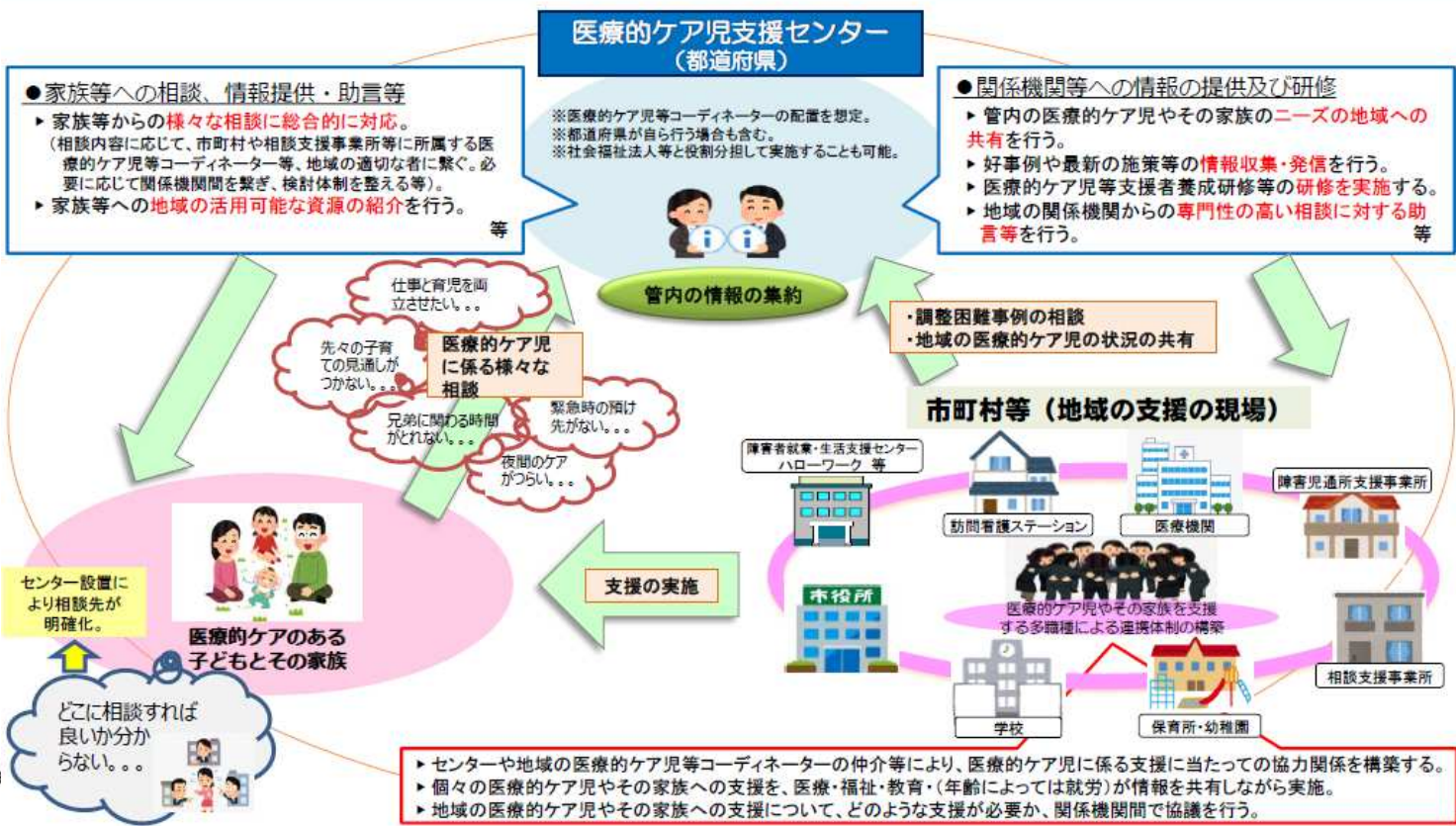
医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ） 4

こども家庭庁資料

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

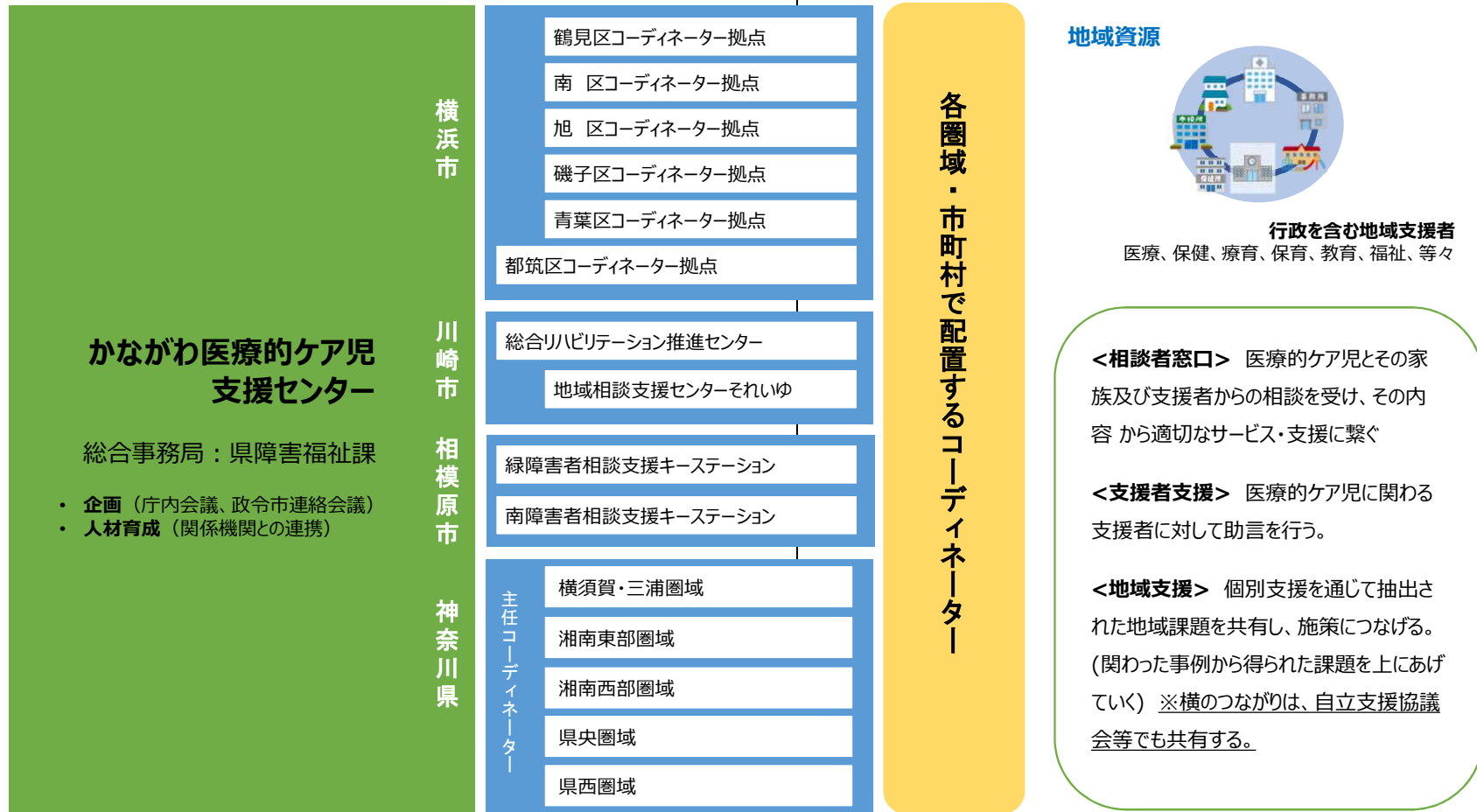
■ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ■ 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 等

どこに相談すれば良いか分からない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。



2-2 かながわ医療的ケア児支援センターについて（令和5年度）

令和5年度の体制



2-2 かながわ医療的ケア児支援センターについて（令和5年度）

相談件数 65件（完了 24件、継続 35件、経過観察 6件（令和6年1月末日現在））

（1）圏域別件数

圏域	市町村
横須賀・三浦圏域 12件	横須賀市 5件、鎌倉市 5件、逗子市 2件、三浦市 0件、 葉山町 0件
湘南東部圏域 13件	藤沢市 11件、茅ヶ崎市 1件、寒川町 1件
湘南西部圏域 14件	平塚市 1件、秦野市 11件、伊勢原市 1件、大磯町 1件、 二宮町 0件
県央圏域 9件	厚木市 7件、大和市 0件、海老名市 0件、座間市 1件、 綾瀬市 1件、愛川町 0件、清川村 0件
県西圏域 9件	小田原市 5件、南足柄市 1件、中井町 1件、大井町 0件、 松田町 0件、山北町 0件、開成町 1件、箱根町 0件、 真鶴町 1件、湯河原町 0件
政令市・その他 8件	横浜市 3件、川崎 1件、相模原市 1件、県外 1件、不明 2件

2-2 かながわ医療的ケア児支援センターについて（令和5年度）

(2) 相談方法 電話 51件、LINE 6件、メール 1件、その他（対面等） 7件

(3) 相談種別 親・親族 18件、支援者 47件

(4) 相談内容（主訴別：118件の内訳）

相談内容	件数
退院調整（在宅移行支援）	11件
退院調整（施設移行・入所支援）	2件
在宅生活（転居支援、訪問医・訪問看護等）	6件
レスパイト	17件
障害福祉サービス（相談支援）	7件
障害福祉サービス（地域生活支援）	1件
障害福祉サービス（その他）	7件
制度（相談、支援、養成等）	13件

（次ページに続く）

2-2 かながわ医療的ケア児支援センターについて（令和5年度）

（前ページの続き）

相談内容	件数
児童発達支援に関すること	5件
入園に関すること(保育園・幼稚園)	16件
就学に関すること（特支(小)・(小)普通級・(小)支援級）	4件
進学に関すること（特支(中)・(中)普通級・(中)支援級）	0件
進学に関すること（特支(高)）	2件
学校生活に関すること（特支(小)・(小)普通級・(中)普通級・(中)支援級・特支(高)）	7件
通学支援・移動支援に関すること	3件
放課後デイサービスに関すること	2件
その他（社会資源、家族支援、地域課題、学校看護師の採用・募集）	15件
合計	118件

これまでに寄せられた主な課題と取り組み

レスパイト先がない

- 在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族の休息（レスパイト）がとれない
⇒ 医療的ケア児在宅レスパイト事業、
障害児等メディカルショートステイ運営事業 など

保育園・幼稚園に入れない

- 医療的ケア児を受けいてくれる保育園や幼稚園が見つからない
⇒ 医療的ケア児受入促進事業、医療的ケア児保育支援事業 など

学校に通うための親の負担が大きい

- 車での送り迎えが必要だったり、学校での付き添いが必要だったりする
⇒ 医療的ケア支援体制整備事業 など

3 - 1 県の施策について

医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業

神奈川県では、平成30年度より、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援を総合調整する者（医療的ケア児等コーディネーター）の養成研修を実施。

研修の目的

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項に規定する医療的ケア児や重症心身障がい児等が、地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援を総合調整する者を養成することを目的としている。

研修受講の対象者は、主に相談支援専門員、看護師等が想定されている。

3-1 県の施策について

(単位：人、政令市実施分は除く)

(1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
11	研修中止	21	18	14	64

(2) 圏域別医療的ケア児等コーディネーター養成研修者修了者数

横須賀三浦	湘南東部	湘南西部	県央	県西	その他	計
10	18	14	16	5	1	64

(3) 職種別医療的ケア児等コーディネーター養成研修者修了者数

看護師	相談支援専門員	その他	計
19	30	15	64

3-1 県の施策について

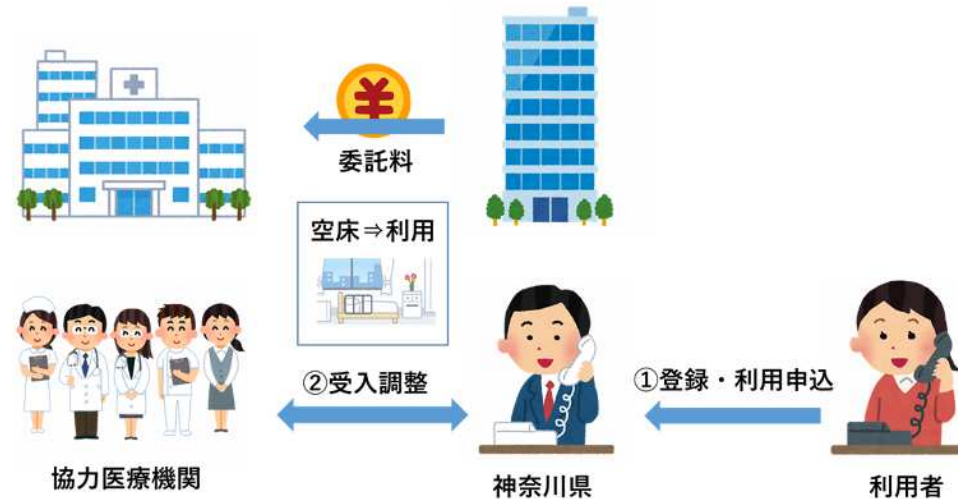
医療的ケア児在宅レスパイト事業



在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族のレスパイト（休息）のため、居宅を訪問し、家族に代わって介助を行う看護師等の person費を補助する在宅レスパイト支援を行う市町村に対し、看護師等の報酬等の一部について補助を行う。

3-1 県の施策について

障害児等メディカルショートステイ運営事業



- ① 利用登録を行った重症心身障害児者等の保護者からの利用申込
- ② 利用者の身体の状態や居住地を考慮して、協力医療機関と受入調整
 - ※ 医療機関は、常時空床を確保する必要はなく、空床がある場合に受入可否を検討する
 - ※ 受診歴のない利用者は、受入調整後、入院前に一度外来へ受診するよう案内します

3-1 県の施策について

医療的ケア児 登録フォーム



皆さんのお声や情報を、保育や教育、災害時の支援につなげます。
必要な場合に、医療・福祉の施策情報等をお届けするための基本情報とさせていただきます。

登録はコチラから

県内市町村 (横浜市を除く)に お住まいの方は コチラ	横浜市に お住まいの方は コチラ

▶ 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族の個々の実態に応じた、一層の支援の充実が求められています。

▶ 医療的ケア児等のお名前、ご住所、医療的ケアの内容など基本情報をご登録いただければ、県及びお住まいの市町村で情報共有し、支援施策の検討につなげます。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	TEL: 045-210-4713
神奈川県健康医療局保健医療部医療課	TEL: 045-210-4865
横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課	TEL: 045-671-4278

かながわ医療的ケア児支援センターでは、皆さんのご相談を受けています。

	かながわ 医療的ケア児支援センター 相談の受付時間、相談方法に関する 情報を提供しています。		LINE 相談 LINE 友だち検索の場合は、 ID @ kanagawa_mccs を検索
--	---	--	--

気軽に
ご相談
ください